

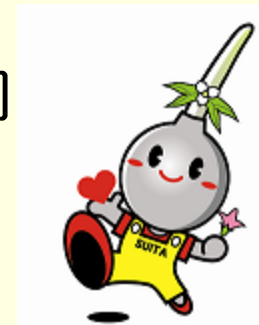
吹田市商店街等魅力向上促進事業補助金 （空き店舗活用事業）の概要について

吹田市 都市魅力部

地域経済振興室 低層棟3階316番窓口

（直通）06-6170-2370

（FAX）06-6384-1292



～補助対象者・目的～

■ 補助対象者・・・商店街・小売市場

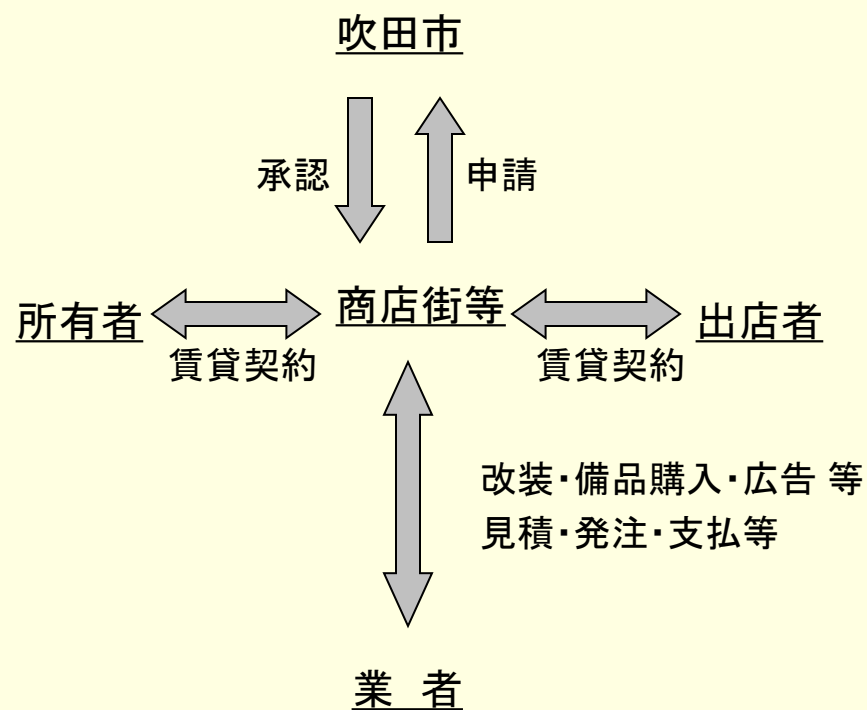
～目的～

商店街等が空き店舗を借り上げ商店街等自身が共同利用施設を運営するなど、にぎわいのある魅力的な商店街等を形成することにより、新たな集客力を増加させにぎわいを創出すること

～対象事業～

商店街等の空き店舗等を借り上げ、次のいずれかの施設として活用する事業

- ・多目的ホール、会議室、研修室、カルチャー教室その他教養文化施設
- ・スポーツ施設
- ・駐車場又は駐輪場
- ・チャレンジショップ



※出店者と所有者の関係は、本人間、配偶者 間の賃貸借契約は不可

空き店舗等をチャレンジショップとして活用する場合について

- チャレンジショップの出店者は、開業前から開業後に至るまで、必ず中小企業診断士による経営相談を受けていただきます。

☆経営相談について

- ・ 庁内相談…第3木曜日 午後1時～午後5時（相談時間は60分程度）
相談場所：市民相談室 市役所1階105番窓口
- ・ 庁外相談…第2・4木曜日 午後1時～午後5時
相談員が商店街や市場などを巡回相談します。

◎事前予約・受付 TEL：06-6170-2370

～補助対象経費・補助率・補助限度額～

改装工事費・備品購入費

●改装工事費

解体費・内装費・電気工事費・空調工事費・ガス工事費・給排水工事費・改装に伴う設備・清掃費等。また、空調設備やシステムキッチン等改装工事と一体とみなされる設備

●備品購入費

パソコン・FAX・コピー機・電話・時計・冷蔵庫・冷暖房機器・照明器具・レジスター・テレビ・ビデオ・プロジェクター・スクリーン・音響設備・電子レンジ・オーブン・コンロ・机・椅子・棚・ロッカー・パーテーション・ホワイトボード・食器・調理用品等で、事業を行うために必要なもの

補助率：1／2

補助限度額：200万円

～補助対象経費・補助率・補助限度額～

広告宣伝費

空き店舗対策事業のPR用チラシ・
新聞折込・
ホームページの作成費等（当該事業以外
の記載ある場合は、その面積の割合により補
助金を決定する。）

補助率：1／2

補助限度額：100万円



～補助金交付申請について～

～事業着手 1 か月前までに提出いただくもの～

■ 提出書類

- 交付申請書（様式第 1 号）
- 補助対象事業に関する事業計画書
- 補助対象事業に関する収支予算書
- 当該事業活用に関する総会、理事会等議事録（写）
- 定款又は会則
- 役員名簿及び業種を記入した構成員名簿
- 当該年度に行うすべての事業に関する活動計画書及び収支予算書
- 空き店舗等の位置図及び見取図
- 業種を記入した店舗配置図
- 空き店舗等の賃貸借契約書の写し又は案
※「貸主と商店街」と「商店街と借主」分を用意
- 改装工事費・備品購入費・広告宣伝費に関する見積書の写し
※宛名は必ず「商店街名」で用意すること

～補助金実績報告書について～

～事業完了後に提出いただくもの～

■ 提出書類

- 実績報告書（様式第3号）
- 補助対象事業に関する事業報告書
- 補助対象事業に関する決算書
- 補助対象経費の支払いを証する領収書及び請求書
※宛名は必ず「商店街名」で請求書は内訳の記載されているもの
- 空き店舗改装前後の写真
- 作成したチラシ・ポスターなど
- 空き店舗等の賃貸借契約書の写し
※「貸主と商店街」と「商店街と借主」分を用意

■ 現場調査

実績報告書提出後、市役所担当者が店舗に伺い調査を行います。

～注意点～

- 交付申請は事業着手の1か月前までに提出してください。交付申請前の事業着手は、補助対象外となります。（賃貸借契約の締結も含む）
- 補助金を申請する場合、地域経済循環の観点から、必ず補助対象経費の請負先業者は市内業者に発注してください。やむをえず市外業者の発注を検討する場合は、御相談ください。
- 補助金申請時に提出いただく**見積書**、実績報告時に提出いただく**請求書及び領収書**はすべて商店街宛ての名義で提出してください。

～事業実施後について～

- 店舗等運営の継続について
補助金交付後、12か月以上店舗等の運営を継続させてください。
- 空き店舗活用事業の情報公開について
今回活用された事例を市内の商業団体等に広く知っていただき、商店街活性化を促進させるために、事業実施後にホームページ等で公開させていただきます。
- 空き店舗活用事業後の効果検証について
補助金を活用した後、商店街全体で集客力や売上高が向上したかどうかを検証するよう努力してください。
- 経営相談について
継続した運営をしていただくため、中小企業診断士による経営相談の中で訪問させていただき、経営に関することなどについて経営相談を受けていただきます。